



## キャピックについて

ご注意

この冊子は、皆様方にキャピック製品を広く知ってもらうために作成したガイドブックであり、**本冊子からは注文をすることはできません。**  
ご購入を希望される方は、キャピックインターネット販売サイト「e-shop」からご注文ください。(https://www.e-capic.com)



▲アクセスは  
こちらから

### キャピック製品って何？

受刑者は、刑務所の中で、法律に基づき様々な刑務作業に従事していますが、そのうち販売すること（売れること）を見越して製品を製作する作業を見越作業と言い、そうして製作された製品を「刑務所作業製品」と言います。

この呼び名は今でも変わりありませんが、より広く親しめるブランド名にして、「安くて品質の良い」製品を知っていただくために、昭和61年3月、財団法人矯正協会刑務作業協力事業部の英訳の頭文字をとってCAPIC（キャピック）と名付けて商標登録したのです。つまり、刑務所作業製品＝キャピック製品ということになります。

このようにキャピック製品は、北は網走刑務所から南は沖縄刑務所まで全国にある61箇所の刑務所や刑務支所で受刑者が作った製品なのです。令和3年12月末現在、全国の刑務所等には受刑者が約3万9千人収容され刑務作業に従事していますが、そのうち約4,900人の受刑者がキャピック製品の製作等の事業部作業に従事しています。



受刑者の刑務作業風景

### 一口メモ

#### キャピック設立の経緯・役割・組織

昭和57年6月、国の行財政改革により、国の予算である刑務所作業費のうち、原材料費約40億円が削減されるに至り、そこで矯正協会内に新たに「刑務作業協力事業部」（以下「事業部」という。）を設置し、それまで当時の刑務作業の一つであった製作収入作業を「事業部作業」とし、必要な原材料を事業部が提供することとなり、昭和58年7月に設立されました。

事業部作業は、この刑務作業に必要な原材料を提供し、出来上がった製品を納品（販売）するという役割を担っており、国が実施する刑務作業の一つとしてなくてはならないものです。そして、その効果は、景気や立地条件に左右されずに刑務作業の安定的な確保が

できること、就労上有益な作業を提供できることで受刑者に対し職業能力・労働意欲を付与することができるため、受刑者の円滑な社会復帰（就労支援）と再犯防止にも寄与していることとなります。また、売上額の一部をもって、犯罪被害者支援団体の活動を支援しているほか、各種の矯正行政への協力団体等に対する助成も行っており、矯正行政そのものに大きく貢献しているのです。矯正協会のある矯正会館に事業部の本部が設置されているほか、事業部作業を行っている全国の61箇所の刑務所・刑務支所にそれぞれ地方事務所が設置されています。